

## 福井市機構集積協力金交付要綱

### (趣旨)

第1条 農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき農地中間管理機構（以下「機構」という。）に対し農地を貸し付けた地域に対し、機構集積協力金（以下「協力金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、実施要綱に定めるもののほか、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### (協力金の名称)

第2条 協力金の名称は、次に掲げる協力金とする。

- (1) 地域集積協力金
- (2) 集約化奨励金

### (協力金の目的)

第3条 協力金は、機構を通じて担い手への農地の集積・集約化を促進し、農業の競争力・体質強化のために必要なコストを縮減することにより、持続可能な力強い農業の実現を図ることを目的とする。

### (定義)

第4条 この要綱における用語の意義は、実施要綱別表1において使用する用語の例による。

### (対象事業)

第5条 協力金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表1に掲げる事業とする。

### (交付要件及び協力金の額)

第6条 交付要件及び協力金の額は、別表2に掲げるものとする。

### (交付申請)

第7条 協力金の交付を申請しようとする者は、規則第3条第1項の規定により、交付申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けて、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域 地域集積協力金交付申請書（様式第1号）
  - (2) 地域内の農地について、機構からの転貸により、農地の集約化に取り組む地域 集約化奨励金交付申請書（様式第2号）
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 地域集積協力金及び集約化奨励金
    - ① 貸付位置図（区域の外縁の明確なもの）
    - ② 交付対象農地を含む地域計画の写し
    - ③ 農家組合等の規約
    - ④ 農家組合等の構成員名簿
    - ⑤ 地域集積協力金の使途に係る地域の話合いにおける議事録及び出席者名簿

⑥ 機構へ貸し付けた対象農地の所有者名簿

(交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、規則第4条の規定により、申請者から前条に規定する書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、協力金を交付することが適当であると認められる場合は、協力金の交付の決定及び額の確定をし、規則第6条及び第12条の規定により協力金交付決定及び確定通知書をもって当該協力金の交付を申請した者に通知するものとする。

- (1) 地域集積協力金(様式第3号)
- (2) 集約化奨励金(様式第4号)

(補助事業の取り下げ)

第9条 協力金の交付の決定を受けた者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、市長に取下承認申請書(様式第5号)を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助事業の中止又は廃止を承認したとき、又は承認しないことを決定したときは、速やかに協力金交付決定取消通知書(様式第5号(2))をそれぞれ当該承認の申請をした者に通知するものとする。

(協力金交付請求)

第10条 補助事業者は、協力金の交付を受けようとするときは、協力金交付請求書(様式第6号)に交付決定及び額の確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(関係図書の保存)

第11条 補助事業者は、協力金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日から10年間保管しなければならない。

(着手及び完了届並びに補助事業等実績報告書の免除)

第12条 規則第9条に規定する着手・完了届及び規則第11条に規定する補助事業等実績報告書の提出を要しない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた協力金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年12月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月4日から施行する。

別表1（第5条関係）

協力金種目	事業内容	補助事業者
地域集積協力金	地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けて、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対し協力金を交付	別表2の交付要件を満たす「地域」とする
集約化奨励金	地域内の農地について、機構からの転貸により、農地の集約化に取り組む地域に対し協力金を交付	別表2の交付要件を満たす「地域」とする

別表 2 (第 6 条関係)

協力金種目	交付対象	交付要件	協力金の額
地域集積協力金	農業振興地域内の農地で、地域内の農地の一定割合以上を毎年度 2 月末までに機構へ貸し付けた農地面積	実施要綱別記 2 の第 5 の 3 に規定する要件を満たすこと	<p>「機構の活用率※1」に応じて、実施要綱別記 2 の第 5 の 3 に規定する交付単価に「交付対象面積※2」を乗じた額。</p> <p>※1「機構の活用率（累積）」＝（機構への貸付総面積＋機構の農作業委託総面積）／（「地域」の農地面積）</p> <p>※2「交付対象面積」＝対象期間内の貸付面積－再貸付等面積－貸付期間 6 年未満の農地面積</p>
集約化奨励金	農業振興地域内の農地で、かつ、機構への貸付期間が 6 年以上の農地で、毎年度 2 月末までに機構から転貸された農地面積	実施要綱別記 2 の第 6 の 2 に規定する要件を満たすこと	<p>実施要綱別記 2 の第 6 の 2 に規定する交付単価に「交付対象面積※1」を乗じた額。</p> <p>※1「交付対象面積」＝対象期間内の転貸面積のうち新たに団地化した面積</p>

## 地域集積協力金交付申請書

福井市長 殿

地域集積協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。  
また、下記の記載内容について虚偽がないこと、虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

記

		申請年月日		年 月 日
交付申請者欄	フリガナ			
	組織名 および代表者名			
	住所	( 千 )		
	電話	- -	FAX	- -

※ 振込先通帳の写しを添付してください。

(1) 交付申請地域、農地面積

対象地域名	地域の農地面積
	a

※ 地域の範囲が確認できる地図を添付してください。

(2) 交付対象面積

(単位:a)

①対象期間内の貸付面積	②再貸付面積	③貸付期間6年未満の農地面積	④機構への貸付総面積
交付対象面積(合計面積) (① - ② - ③)		交付対象面積に占める「新たに担い手に集積される面積」の合計と割合	
a		a	%
担い手が不足する地域であって、目標年度までに当該要件の達成に取り組む場合 <input type="checkbox"/> 該当(※)			

(※) 該当する場合、目標年度までに当該要件を達成するための具体的な計画(目標達成計画)を作成してください。

(3) 対象期間内の貸付農地(再貸付面積を除く)

所在	字	地番	枝番	地目	面積
					m <sup>2</sup>
					m <sup>2</sup>
					m <sup>2</sup>
交付申請面積(合計面積)					a
機構の活用率(累計)					%
<input type="checkbox"/> 一般地域 <input type="checkbox"/> 中山間地域					

※記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。

※各筆毎の面積は㎡単位とし、1㎡未満は切り捨てて記入してください。

※交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。

(4) 交付申請金額

交付対象面積	a	交付単価	円/10a
交付申請金額	円		

(5) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------

	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	80%超	60%超80%以下	2.8万円/10a
区分2		80%超	3.4万円/10a

## 集約化奨励金交付申請書

福井市長 殿

集約化奨励金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。  
また、下記の記載内容について虚偽がないこと、虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

記

申請年月日      年   月   日

交付申請者欄	フリガナ			
	組織名 および代表者名			
	住所	(      千      )		
	電話	-      -	FAX	-      -

※ 振込先通帳の写しを添付してください。

(1) 交付申請地域、農地面積、団地面積

対象地域名	地域の農地面積	対象期間前の1ha(0.5ha)以上の団地面積	
	a		a
転貸後の1ha(0.5ha)以上の団地面積	転貸後増加した1ha(0.5ha)以上の団地面積	うち対象期間内の転貸面積	
a	a		a

※ 地域の範囲が確認できる地図を添付してください。

(2) 交付要件

① ア(10%以上増加)、イ(20%以上増加)	取組前	取組後	増加率	
地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha(0.5ha)以上の団地面積の合計と割合	a	a		%
	%	%		
② ウ	取組前	取組後	増加率	
既に耕作者の1ha(0.5ha)以上の団地面積の割合が30%以上の地域の場合	同一の耕作者が耕作する団地数	団地	団地	倍
	同一の耕作者が耕作する独立する1筆のほ場数	(ほ場)	(ほ場)	
	同一の耕作者が耕作する団地又は独立する1筆のほ場1箇所当たりの平均農地面積	a	a	

※ ①②のどちらかの要件を満たしていること。

(3) 転貸農地

所在	字	地番	枝番	地目	面積	
					m <sup>2</sup>	
					m <sup>2</sup>	
					m <sup>2</sup>	
合計面積					a	※記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。
対象期間内の転貸面積					a	※各筆毎の面積はm <sup>2</sup> 単位とし、1m <sup>2</sup> 未満は切り捨てて記入してください。
□一般地域      □中山間地域						※交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。

(4) 交付申請金額

交付申請面積 (交付対象面積)	a	交付単価	円/10a
交付申請金額	円		

(5) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	□ 同意する
------------------------	--------

	交付要件	交付単価
区分1	ア	1.0万円/10a
区分2	イ又はウ	3.0万円/10a

(様式第 1 号から第 2 号までの別添)

## 個人情報の取扱い

以下の「機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱いの確認」欄の□印にレ印を必ず御記入ください。

### 機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて

市町村は、機構集積協力金交付事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市町村は、本事業の実施に係る集落等への説明会や都道府県及び国への報告等で利用するほか、次の事業等（注 1）に係る交付金等の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注 2）に必要最小限度内において提供する場合があります。

事業等 （注 1）	農地集積・集約化対策事業、規模拡大交付金交付事業、経営継承・発展等支援事業、農業次世代人材投資資金（経営開始型）、農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）の金利負担軽減措置、経営所得安定対策推進事業、中山間地域等直接支払等推進事業、経営体育成支援事業、中山間地農業ルネッサンス事業 等
関係機関 （注 2）	国、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業再生協議会、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業共済組合連合会、農業共済組合、土地改良区、農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）の融資機関、農地集積協力金交付事業の事業実施主体、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体 等



様式第 3 号 (第 8 条関係)

福井市指令 第 号

住 所 :

氏 名 :

年 月 日付けで申請のあった 年度福井市機構集積協力金交付事業 (地域集積協力金) 補助金の交付については、福井市補助金等交付規則 (昭和 48 年福井市規則第 11 号) 第 4 条及び第 12 条の規定により、次のとおり交付決定及び額の確定をしたので、同規則第 6 条及び第 12 条の規定により通知する。

年 月 日

福井市長

記

- 1 この協力金の交付の対象となる事業 (以下「補助事業」という。) は、年 月 日付けで申請のあった 年度福井市機構集積協力金交付事業 (地域集積協力金) とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び協力金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
(内補助対象事業費	円)
協力金の額	円
- 3 協力金の額の確定は、2 の協力金の額とする。
- 4 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けなければならない。
- 5 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
- 6 補助事業者は、補助事業等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という)、同施行令 (昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という)、福井市補助金等交付規則 (昭和 48 年 5 月 15 日規則第 11 号。以下「規則」という)、農地集積・集約化対策事業実施要綱等 (以下「要綱等」という。) その他関係通知及び通達 (以下「関係通達」という。) の定めるところに従わなければならない。

- 7 補助事業者は、この協力金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類並びに白紙委任契約書、農地の利用権設定に係る契約書等の証拠書類を補助事業の終了の年度の翌年度から起算して10年間整備保存しなければならない。
- 8 6の法律、規則、要綱等又は市の付した次の条件に違反した場合には、協力金の全部又は一部を返還させることがある。ただし、次の(4)(5)のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
- (1) 交付申請書、その他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
  - (2) 支払内訳、支払証拠書類、合意内容等の必要書類が保管されておらず要件を満たすことが確認できない場合や当該書類の提出を拒んだ場合
  - (3) 地域集積協力金の交付対象農地に係る機構への貸付を行った日から10年が経過する日までの間に交付対象農地の中間管理権及び利用権を解約した場合
  - (4) 土地収用法(昭和26年法律第219号)等による収用により交付対象農地を買い取られる場合等やむを得ない事情の場合
  - (5) 農地集積・集約化対策事業実施要綱別記2別表2に掲げる流動化に係る協力金の交付対象農地について、当該協力金の交付要件である利用権設定等期間(農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人との間で白紙委任契約期間を含む。)内に利用権(白紙委任契約)を解約した上で機構に貸し付けた場合であって、以下のいずれかの要件を満たした場合
    - (i) 協力金の交付対象となった利用権等が、農地所有者と耕作者との間で合意解約され、かつ、農地所有者が、協力金の交付要件を満たす残存期間以上の間、当該農地を機構に対し貸し付けること
    - (ii) 協力金の交付対象となった利用権等が、農地所有者と耕作者との間から農地所有者と機構との間に移転されること
- 9 協力金等について、福井市監査委員の監査を受けることがある。

様式第 4 号（第 8 条関係）

福井市指令 第 号

住 所：

氏 名：

年 月 日付けで申請のあった 年度福井市機構集積協力金交付事業（集約化奨励金）補助金の交付については、福井市補助金等交付規則（昭和 4 8 年福井市規則第 1 1 号）第 4 条及び第 1 2 条の規定により、次のとおり交付決定及び額の確定をしたので、同規則第 6 条及び第 1 2 条の規定により通知する。

年 月 日

福井市長

記

- 1 この協力金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、 年 月 日付けで申請のあった 年度福井市機構集積協力金交付事業（集約化奨励金）とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び協力金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
（内補助対象事業費	円）
協力金の額	円
- 3 協力金の額の確定は、2の協力金の額とする。
- 4 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けなければならない。
- 5 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
- 6 補助事業者は、補助事業等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という）、同施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という）、福井市補助金等交付規則（昭和 4 8 年 5 月 1 5 日規則第 11 号。以下「規則」という）、農地集積・集約化対策事業実施要綱等（以下「要綱等」という。）その他関係通知及び通達（以下「関係通達」という。）の定めるところに従わなければならない。

- 7 補助事業者は、この協力金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類並びに白紙委任契約書、農地の利用権設定に係る契約書等の証拠書類を補助事業の終了の年度の翌年度から起算して10年間整備保存しなければならない。
- 8 6の法律、規則、要綱等又は市の付した次の条件に違反した場合には、協力金の全部又は一部を返還させることがある。ただし、次の(4)(5)のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
  - (1) 交付申請書、その他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
  - (2) 支払内訳、支払証拠書類、合意内容等の必要書類が保管されておらず要件を満たすことが確認できない場合や当該書類の提出を拒んだ場合
  - (3) 集約化奨励金の交付対象農地に係る機構への貸付を行った日から10年が経過する日までの間に交付対象農地の中間管理権及び利用権を解約した場合
  - (4) 土地収用法(昭和26年法律第219号)等による収用により交付対象農地を買い取られる場合等やむを得ない事情の場合
  - (5) 農地集積・集約化対策事業実施要綱別記2別表2に掲げる流動化に係る協力金の交付対象農地について、当該協力金の交付要件である利用権設定等期間(農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人との間で白紙委任契約期間を含む。)内に利用権(白紙委任契約)を解約した上で機構に貸し付けた場合であって、以下のいずれかの要件を満たした場合
    - (i) 協力金の交付対象となった利用権等が、農地所有者と耕作者との間で合意解約され、かつ、農地所有者が、協力金の交付要件を満たす残存期間以上の間、当該農地を機構に対し貸し付けること
    - (ii) 協力金の交付対象となった利用権等が、農地所有者と耕作者との間から農地所有者と機構との間に移転されること
- 9 協力金等について、福井市監査委員の監査を受けることがある。

様式第 5 号(第 9 条関係)

第 号  
年 月 日

福井市長 様

住 所  
氏 名

年度福井市機構集積協力金交付事業  
( 協力金種目 ) 取下承認申請書

年 月 日付け福井市指令農第 号で交付の決定を受けた事業を取り下げ  
たいので、福井市機構集積協力金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により承認を申請します。

記

1 取り下げの理由

様式第 5 号 (2) (第 9 条関係)

福井市指令農第 号

住 所  
氏 名

年 月 日付けで申請のあった 年度福井市機構集積協力金交付事業  
( 協力金種目 ) の取消については、申請のとおりこれを承認し、福井市補助金等  
交付規則 (昭和 48 年福井市規則第 11 号) 第 6 条の規定による、 年 月 日付け  
福井市指令 第 号の交付決定を取り消したので通知する。

年 月 日

福井市長

記

- 1 交付決定額 円
- 2 取消し額 円
- 3 取消し理由

様式第 6 号(第 10 条関係)

請 求 書

円

ただし、 年度福井市機構集積協力金交付事業（ 協力金種目 ）

協力金 交付決定額 円

既交付額 円

今回請求額 円

上記のとおり協力金を請求します。

年 月 日

福井市長 様

住 所  
氏 名

添付書類

市長が必要と認めて提出を求める書類(指令書写し)

振込金融 機 関 名	名称
	店名
種 別	1. 普通      2. 当座 (該当の種別を○で囲んでください。)
口座番号	
(カタカナ) 口座名義	